

女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

第5次ぐんま DV 対策推進計画 及び 困難な問題を抱える女性への支援計画

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画
「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画
(令和6年度～令和7年度)

令和6年3月
群馬県

はじめに



配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DVの根絶は、群馬県が目指す「誰一人取り残されることなく、県民一人ひとりが幸福を実感できる社会」の実現に向けて克服しなければならない重要な課題の一つです。

群馬県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」等の規定に基づく「ぐんまDV対策推進計画」を平成18年3月に策定して以来、5年ごとに見直しを行いながらDV対策を推進してきました。これまで、市町村において相談支援窓口の設置やDV対策基本計画の策定が進むなど、着実に成果を上げてきたところですが、依然として、被害を受けても誰にも相談していない方が約半数を占めるなど、取り組むべき課題が多くあります。

さらに、令和6年4月1日からは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「新法」という。）」が新たに施行されます。近年、女性が抱える問題が多様化、複雑化、複合化し、ニーズに的確に対応可能な新たな支援の枠組みが求められています。新法には、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、女性相談支援センターを核とした寄り添い型の支援や民間団体との「協働」による支援等、必要な事項が定められました。

これらの状況を踏まえ、新法の新たな視点を取り入れた「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」を策定いたしました。この計画では、相談窓口の認知度向上や中長期的なサポート体制の強化などの観点から6つの数値目標を設定しております。引き続き、市町村や関係機関、民間団体等と連携して、DV対策及び困難な問題を抱える女性に対する支援を一層推進してまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり貴重な御意見をいただきました県民の皆様や関係機関の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和6年3月

群馬県知事

山本 一太

目次

第1部 総論

1 基本的な考え方	
(1) 計画の趣旨	2
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	2
(4) 計画の対象	3
(5) 推進体制	3
(6) 計画の進行管理	3
2 計画の内容	
(1) 基本方針	3
(2) 基本目標	3
(3) 数値目標	3
(4) 施策体系	4
(5) 「第4次計画」の評価	5

第2部 基本目標と施策の基本的な方向

基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進	7
基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性の早期把握と相談体制の充実	8
基本目標Ⅲ 支援対象者の状態に応じた保護のための体制整備	12
基本目標Ⅳ 孤立せず安心して生活するための自立支援の充実	14
基本目標Ⅴ 民間団体・関係機関・市町村との連携・協働の推進	16

附属資料

令和4年度 DV に関するアンケート調査結果について	19
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	23
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	31
群馬県男女共同参画推進条例	36
困難な問題を抱える女性への支援の流れ	38
DV対策に関する国・県の動き	40
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要(チャート)	41
「配偶者等からの暴力」に関する相談窓口	42

第1部 総論

Ⅰ 基本的な考え方

(1) 計画の趣旨

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力の原因としては、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、個人の問題として片付けられないような社会的・構造的な問題も大きく関係しています。

配偶者等からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、配偶者等からの暴力の被害経験は、統計的には女性の割合が高く、女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。また割合は低いものの、男性の被害者も一定数存在します。

こうした中で、本県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」等の規定に基づき、平成18年に「ぐんまDV対策基本計画」を策定し、平成31年に改訂した「第4次ぐんまDV対策推進計画（以下、「第4次計画」という。）」に基づき、配偶者等からの暴力の根絶に向けて施策を推進してきました。この「第4次計画」の計画期間が令和5年度をもって終了します。

また、女性の抱える問題が多様化、複雑化、複合化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」という。）」が成立し、令和6年4月1日より施行されます。

両者は政策的に関連性が大きいため、本県におけるDVや困難な問題を抱える女性支援の実情を踏まえて一体化し、新たに「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」を策定します。



(2) 計画の位置づけ

- ①「DV防止法」第2条の3の規定により都道府県が策定する基本計画
- ②「困難女性支援法」第8条第1項に基づき都道府県が策定する基本計画
- ③「群馬県男女共同参画推進条例」第4章（性別による差別的取扱いの禁止等）の推進及び「第5次群馬県男女共同参画基本計画」の基本目標4（女性等に対するあらゆる暴力の根絶）を達成するため、本県の取組を推進する計画
- ④「群馬県生活安心いきいきプラン」の基本目標Ⅲ-10（配偶者からの暴力を許さない社会を実現する）を達成するための個別実施計画

(3) 計画の期間

令和6年度から令和7年度までの2年間とします。

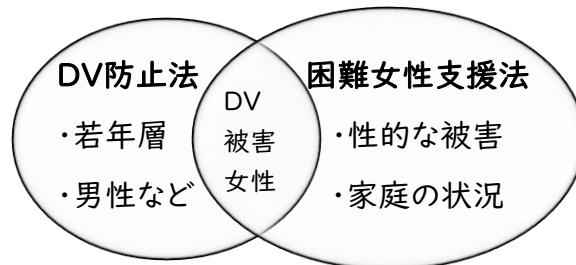
※令和8年度より、「群馬県男女共同参画基本計画」に統合予定

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第5次DV対策推進計画 及び困難な問題を抱える 女性への支援計画			統合				
群馬県男女共同参画基 本計画	5次計画	R3~R7	6次計画	R8~			

(4) 計画の対象

この計画で定める「暴力」の範囲は、「DV防止法」に基づく配偶者等からの暴力を対象としますが、実施にあたっては、配偶者等からの暴力に限定せず、家族その他親密な関係にある人によってなされる暴力についても配慮をします。

また、「困難女性支援法」で定める「支援対象者」は、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいいます。



(5) 推進体制

関係機関・団体で構成する「DV被害者及び困難な問題を抱える女性に対する支援調整会議」を設置して、課題や施策の実施状況等の情報共有を図りながら総合的に推進します。

(6) 計画の進行管理

この計画の重点施策に定める数値目標については、群馬県男女共同参画推進委員会において、毎年、進捗状況を評価し、県民に公表するものとします。

2 計画の内容

(1) 基本方針

- ・DV対策の総合的な推進
- ・官民連携による困難な問題を抱える女性への包括的な支援

(2) 基本目標

基本方針の実現に向けて、次の5つの「基本目標」を定めます。

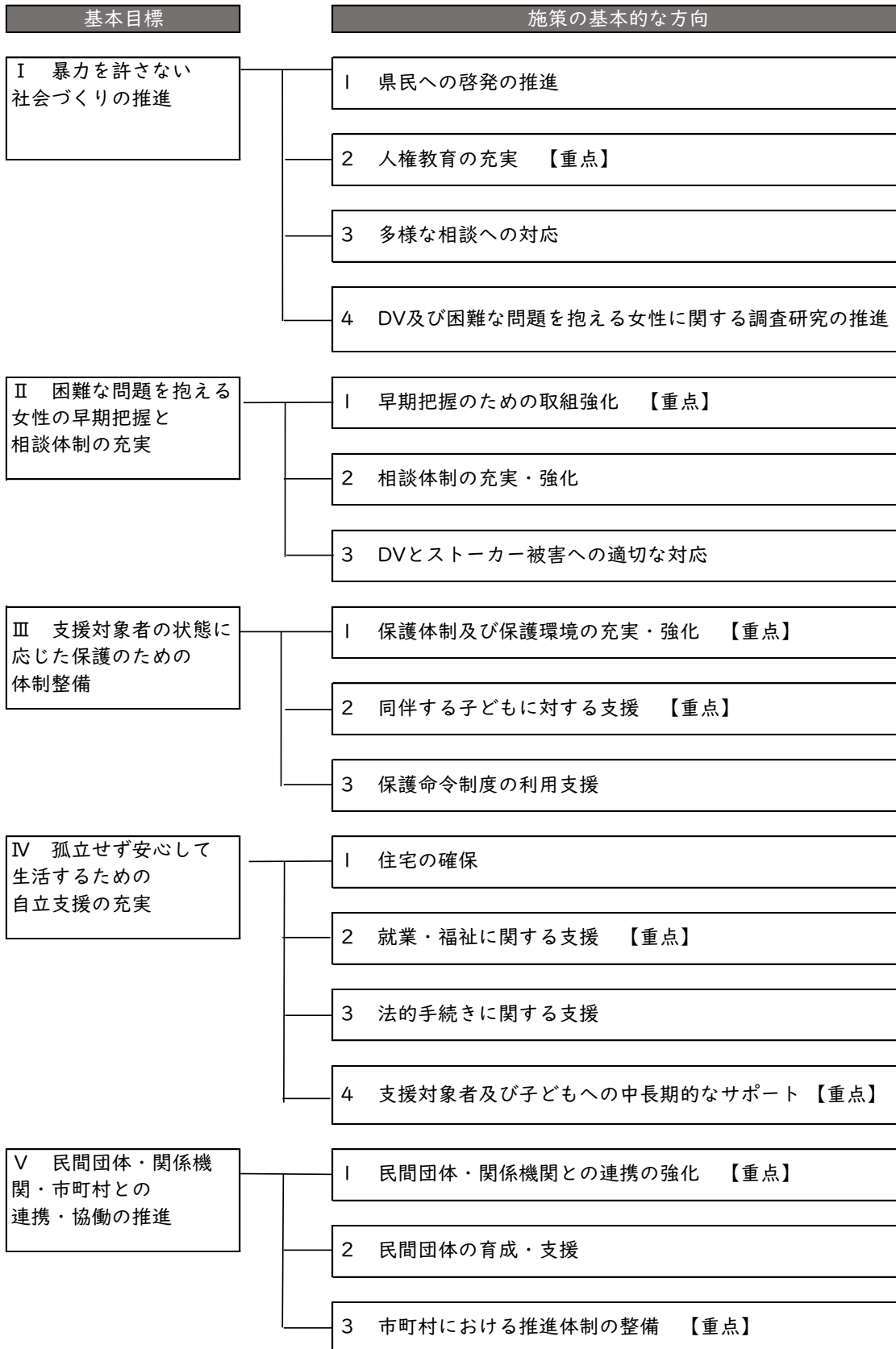
- I 暴力を許さない社会づくりの推進
- II 困難な問題を抱える女性の早期把握と相談体制の充実
- III 支援対象者の状態に応じた保護のための体制整備
- IV 孤立せず安心して生活するための自立支援の充実
- V 民間団体・関係機関・市町村との連携・協働の推進

(3) 数値目標

基本目標を達成するための6つの「数値目標」を設定します。

基本目標	指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R7年度)
I	DV等の被害者支援相談窓口を「いずれも知らない」人の割合	37.2%	20.0%
II	アウトリーチ支援を行う団体数	4団体	5団体
III	一時保護委託先の数	9施設	14施設
IV	女性自立支援施設退所者のアフターケア実施率	36%	100%
V	配偶者暴力相談支援センター設置数	8か所	12か所
	市町村DV対策基本計画策定数	26市町村	28市町村

(4) 施策体系



3 「第4次計画」の評価

「第4次計画」では、4つの目標を設定し、それらの目標達成に向け、各事業を推進してきました。

「第5次ぐんま DV 対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」に反映させるため、令和4年度に課題や県民ニーズを把握することを目的とした「DVに関するアンケート調査」を実施するとともに、令和5年度に第4次計画の進捗状況等について各事業担当者と学識経験者による評価と課題抽出を実施しました。以下は、「第4次計画」の評価をまとめたものです。なお、現状と課題については、「基本目標と施策の基本的方向」に記載しました。

	指 標	基準値 (H29年度)	目標値 (R5年度)	結果
(1)	DV相談窓口等の認知度	90.3%	100%	91.7%
(2)	デートDVの認知度	55.2%	100%	86.2%
(3)	市町村配偶者暴力相談支援センター設置数	5か所	10か所	7か所
(4)	市町村DV対策基本計画策定数	13市町村	24市町村	26市町村

(1) DV相談窓口等の認知度

平成 29 年度の調査結果と比べ、DV 相談窓口等についていずれかを知っていると回答した割合が 1.4 ポイント増加しました。相談窓口等の認知度は向上していますが、引き続き、DV 防止啓発リーフレットや相談窓口カードの配布、女性に対する暴力をなくす運動等の広報活動を行う必要があります。

(2) デートDVの認知度

県内中学・高校・大学等へデート DV に関するリーフレットの配布や、DV 防止啓発の講師を派遣して講座を実施した結果、デート DV の認知度は、H29 年度の調査と比べ、31.0 ポイント増加しました。今後もデート DV の防止や相談窓口の周知のためにこれらの取組を継続して実施するとともに、より効果的な周知の方法や講座内容を検討する必要があります。

(3) 市町村配偶者暴力相談支援センター設置数

市町村配偶者暴力相談支援センターの設置数は、2 市で増加したものの、35市町村中7市町とまだまだ少ない状況です。DV 被害者にとって身近な市町村において、相談から保護・自立支援までの各種支援の窓口として対応できるよう、未設置の市町村に対して、配偶者暴力相談支援センター設置の一層の働きかけが必要です。

(4) 市町村DV対策基本計画策定数

DV 対策や被害者支援の施策を男女共同参画基本計画や総合計画の中に盛り込んでいる市町村は26市町村となり、目標を達成しました。しかし、主に町村において基本計画の策定が進んでおらず、計画策定の支援が一層必要です。

第2部 基本目標と施策の基本的な方向

基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進

◆現状と課題

すべての人には、安全・安心に暮らし、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。暴力は、身体を傷つけるのみならず、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きいものであり、またその後の人生に大きな支障を来す場合もあります。なかでも、配偶者等からの暴力（いわゆるDV＝ドメスティック・バイオレンス）、性暴力・性犯罪、ストーカー行為、インターネット上の暴力等は、重大な人権侵害です。また、配偶者等からの暴力は、被害者はもとより、その子どもなど家族の心身に甚大な影響を及ぼすものです。

暴力を生み出さない社会の実現のためには、DVをはじめとするあらゆる暴力が重大な人権侵害であることを広く周知し、あらゆる場面で暴力を許さないという意識を社会全体で共有することが大切です。そのためには、幼少期からお互いの人権を尊重することを基調とした人権教育や非暴力教育及び性的自己決定権を尊重する性教育に取り組むとともに、次世代を担う子どもを暴力の被害者にも加害者にもさせないための予防啓発が重要です。

「令和4年度 DVに関するアンケート調査」によると、配偶者や恋人等のパートナーから暴力被害の経験のある人は全体で22.0%と、約5人に1人が被害経験があると回答しています。また、暴力被害を受けた人のうち、46.6%が誰にも相談しなかったと回答しています。相談しなかった被害者の「相談するほどではない」、「自分にも問題がある」といった意識が相談することをためらわせてしまい、被害の発見が遅れ、問題が深刻化する場合があります。DVは家庭内で行われるため外部からの発見が難しく、しかも当事者が被害者または加害者であることの意識が薄い傾向があります。

県民1人ひとりが配偶者等からの暴力に関する正しい認識と理解をもち、被害者が躊躇せずに相談でき、支援を受けられるよう、必要な情報が確実に届く効果的な広報啓発に取り組みます。

◆施策の基本的な方向

1 県民への啓発の推進

暴力を許さない社会づくりの推進のため、学校、家庭、地域社会などにおける人権意識の向上や、若年層に対する予防教育・啓発を行います。また、被害者やその近くの人が警察への連絡や関係機関への相談が行えるよう、DVについての理解促進と、相談窓口の周知を図るため、啓発冊子や相談窓口カードの配布等を進めます。

啓発リーフレット、相談窓口カードの作成・配布	生活こども課
ラジオ、HP等の活用による周知	生活こども課
女性に対する暴力をなくす運動	生活こども課
出前なんでも講座の実施	生活こども課 女性相談支援センター

2 人権教育の充実 **重点**

教育活動全体を通じて、人権意識を高める教育や男女共同参画の視点に立った教育を推進します。DVや性暴力が及ぼす影響などを正しく理解し、子どもたちが将来、加害者にも被害者にもならないために、発達段階に応じた指導を切れ目なく行います。指導者層も含め、予防教育・啓発の充実を図ります。

人権教育の推進	(教)義務教育課 (教)高校教育課 私学・子育て支援課
指導者層への講義等の実施	(教)義務教育課
人権教育指導者研修(社会教育)の実施	(教)生涯学習課

人権啓発専門員派遣	生活こども課
中学・高校・大学等へのデートDV防止啓発講師派遣	生活こども課
若年者向け啓発リーフレットの配布	生活こども課
学校指導者及び企業向けへのDV防止啓発講師派遣	生活こども課
人権教育推進協議会等における研修	(教)義務教育課 (教)高校教育課 (教)健康体育課

3 多様な相談への対応

被害者が、男性、外国人、障害者、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）等であることにより、支援を受けにくいということにならないよう、被害者の様々な状況に配慮した適切な対応を行います。

男性電話相談の実施	生活こども課
外国人・障害者に対する支援情報の的確な伝達	女性相談支援センター
LGBTQ 等性的少数者への対応	生活こども課

4 DV 及び困難な問題を抱える女性に関する調査研究の推進

加害者の脱暴力化は、DV の防止を図っていくために重要な課題です。国における加害者更生に係る調査研究を把握するとともに、その動向等を注視しつつ、情報収集に努めるなど適切に対応していきます。

加害者更生の検討	生活こども課 女性相談支援センター
DV及び困難女性に関する実態把握、調査研究及び情報収集	生活こども課



DV 防止啓発資料

～女性に対する暴力をなくす運動～

毎年11月12日から11月25日までは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。県では、この期間を中心に、県庁昭和庁舎のパープルライトアップやラジオでの広報、ぐんま男女共同参画センターでの企画展示等で広報することにより、DV防止に向けて県民一人ひとりの意識を高めていきます。

また、「女性に対する暴力をなくす運動」の実施にあたっては、児童虐待防止部門と合同で実施し、啓発効果をより一層高めます。



基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性の早期把握と相談体制の充実

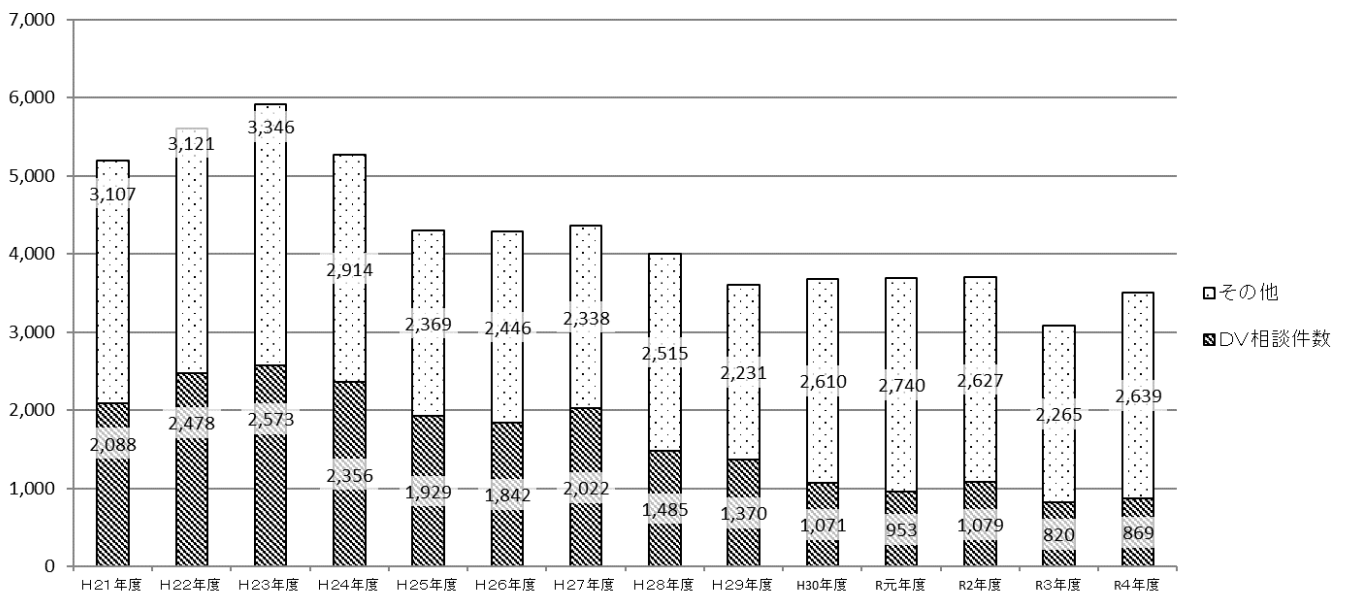
◆現状と課題

女性相談支援センター(※)では、女性からの様々な相談を受けており、その相談件数は年々減少傾向にあります。また、警察におけるDV相談受案件数も減少していますが、いまだ多くの支援対象者が相談まで至っていない可能性があります。DV被害者を含む困難な問題を抱える女性を早期に把握し、状況を深刻化させないためにも、相談できずにいる支援対象者や、当事者から相談を受ける可能性の高い身近な存在の人々に対して、早期に相談を促す啓発や相談しやすい環境を整えることが重要です。また、支援対象者が困難な状態から抜け出し安全な生活を送るためには、支援等の情報を入手し、自分自身で決定しながら、問題の解決に向けた行動がとれるようにすることが大切です。そのために、相談窓口が果たす役割は大きく、支援対象者の状況に配慮した適切かつ迅速な対応が求められます。

令和5年5月のDV防止法改正により、新たに精神的DVも保護命令の対象となりましたが、支援対象者は「相談するほどではない」、「相談してもむだ」といった意識を持っている場合もあるため、状況が深刻化する前に気軽に相談できる身近な相談窓口があることや、相談後の対応については支援対象者の意思が尊重されるということまで、広く周知することが大切です。

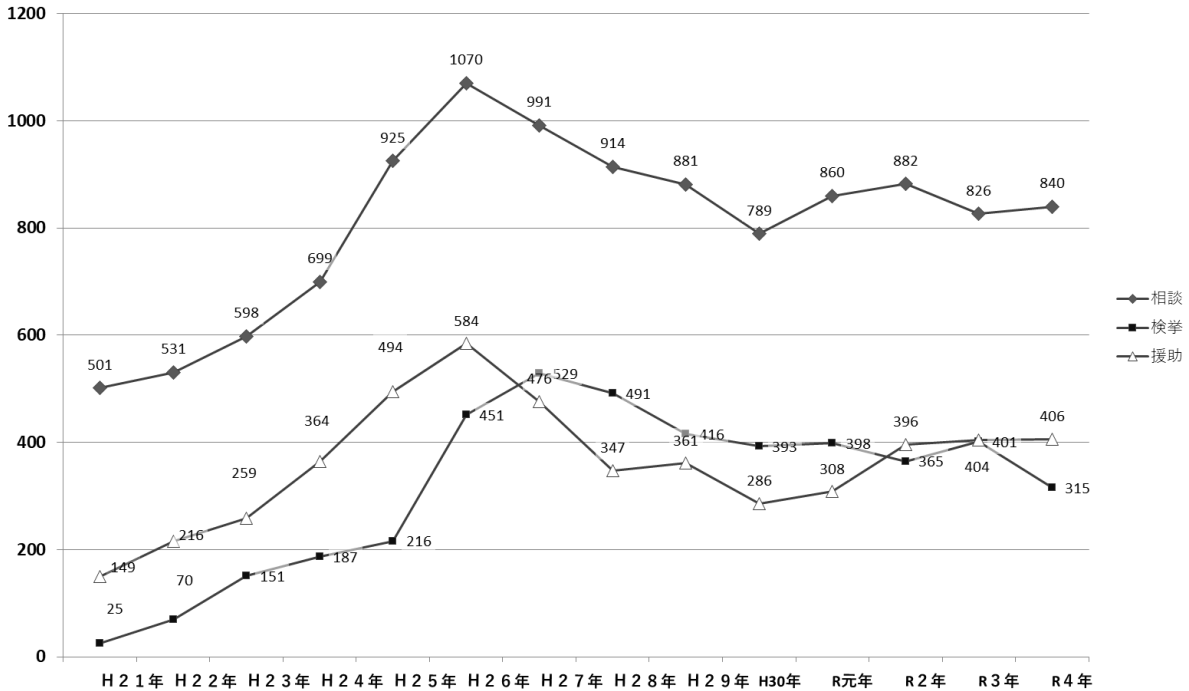
相談を受ける際には、支援対象者の置かれている状況を理解し、支援対象者の立場と意思を尊重した対応を行うことが重要であり、何度も窓口で状況説明をすることがないようにするなど関係機関が連携し、適切な支援につなげていくことが求められています。

女性相談センター及び女性相談所の相談件数の推移



※令和6年4月より「女性相談所」「女性相談センター」は「女性相談支援センター」へ統合・名称変更。

警察の相談・検挙・援助件数の推移



◆施策の基本的な方向

1 早期把握のための取組強化 **重点**

相談に結びつきづらい傾向にある若年層へのアプローチとして、民間団体と連携して、SNSを活用した相談の実施や、アウトリーチ型の相談を実施し、困難な状況にある女性を早期に把握し、状態に応じた適切な相談機関に繋げます。また、日常の業務を行う中で困難を抱える女性やDVを発見する可能性が高いことから、医療・保健福祉・教育・児童相談等に従事する人に対し、発見から関係機関等への連絡までの対応方法や相談先の周知を図るなどの取組を強化します。

妊娠・出産支援(関係職員研修、妊産婦支援連絡票の運用等)	児童福祉・青少年課
出産・子育て応援交付金(伴走型相談支援等)	児童福祉・青少年課
生理用品の保健室への配置	(教)管理課
ぐんま高校生オンライン相談	(教)高校教育課
こころのオンライン相談@ぐんま	こころの健康センター
少年サポートセンターによる相談の実施	(警)子供・女性安全対策課
SNSを活用した相談の実施	生活こども課
アウトリーチによる早期把握	生活こども課
子どもの居場所との連携	生活こども課
DV相談対応マニュアルの改訂と活用	生活こども課

2 相談体制の充実・強化

女性相談支援センターでは、さまざまな問題を抱える女性からの相談に対応しています。多様化、複雑化する相談に対応するとともに、相談の質の向上を確保するための体制の整備を進めます。

また、市町村や関係機関、民間支援団体と連携し、専門的な支援を切れ目なく行います。

女性相談支援センターの相談体制の強化	生活こども課 女性相談支援センター
女性相談支援員等による面談	女性相談支援センター
地域における関係機関との連携	女性相談支援センター
性犯罪被害相談電話(女性相談者専用電話)の設置	(警)広報広聴課
警察署における相談受理体制の充実	(警)広報広聴課
性暴力被害者サポートセンターの相談事業	生活こども課
ぐんま女性の健康・妊娠 SOS 相談センター事業	児童福祉・青少年課
市町村配偶者暴力相談支援センター設置支援	生活こども課 女性相談支援センター
関係機関の相談窓口担当者に対する研修の実施	女性相談支援センター
DV相談対応マニュアルの改訂と活用(再掲)	生活こども課
女性相談支援員等に対する研修	女性相談支援センター
臨床心理士等による相談員のメンタルヘルス対策	女性相談支援センター
医療関係者への啓発と通報への協力依頼	生活こども課
臨床心理士等による専門相談の実施	女性相談支援センター
精神保健相談	こころの健康センター 保健福祉事務所(障害政策課)
LGBTQ 等性的少数者への対応(再掲)	生活こども課

3 DVとストーカー被害への適切な対応

DV やストーカー被害等の被害者が、躊躇せずに被害を訴え、相談でき、支援を受けられるよう、被害者の心情に配慮した適切な対応や支援を推進します。

警察における被害者への支援措置	(警)人身安全対策課
緊急時の子どもの安全確保	(警)子供・女性安全対策課
児童相談活動・電話相談	児童相談所(児童福祉・青少年課)
通報を受けた際の適切・迅速な対応	女性相談支援センター
被害者の保護	(警)人身安全対策課
加害者の検挙及び加害者への指導、警告	(警)人身安全対策課

～ぐんま・ほほえみネット～

働くことや収入に関する不安、こころやからだの不調、家族のこと、DV の不安…。様々な不安や悩み、つらさを抱える女性を支えるため、民間団体等へ委託して「つながりサポート相談支援事業」を実施しています。

電話・メール・SNS 等により、相談員が不安や悩みを抱えた方のお話を伺うほか、アウトリーチ型相談や、同行支援を行います。

基本目標Ⅲ 支援対象者の状態に応じた保護のための体制整備

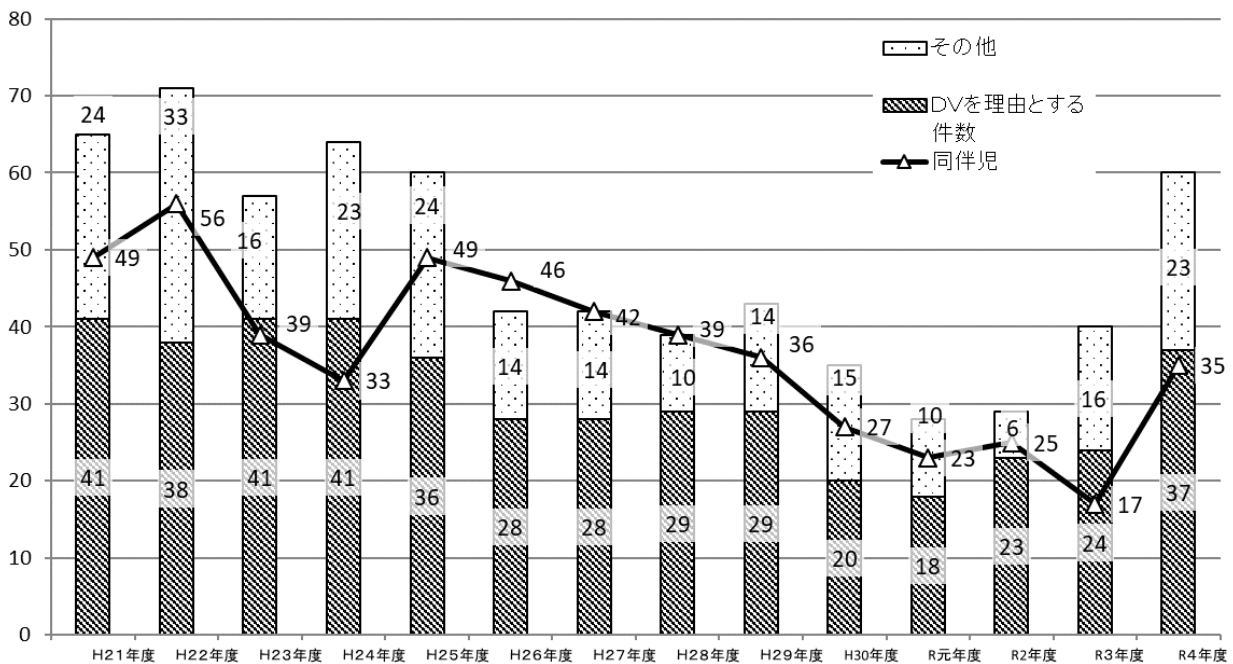
◆現状と課題

支援対象者の一時保護が可能な場所として、女性相談支援センターの一時保護所、民間団体が運営するシェルター、母子生活支援施設等が設置されています。民間シェルターについては、設置されていない地域があることから、地域性に配慮した一時保護機能を有する施設の設置を促進していく必要があります。さらに、困難な問題を抱える女性として、妊婦や障害のある方、外国籍の方、精神的なケアが必要な方など、多様な状態像の方の保護のための体制整備を進め、支援対象者の状態に応じて、また支援対象者の意向を踏まえて適切に支援を進めるため、多様な一時保護委託先を確保する必要があります。

また、支援対象者が安心して過ごせる保護環境を整備することも重要です。関係機関の連携を強化して、身体の安全を守るとともに、被害者の希望を考慮しながら、安心して過ごせる保護環境を整備することが課題です。官民連携により、信頼できる人間関係の中で、その人らしく生きることへの希望に繋げていく必要があります。

さらに、支援対象者が子どもを同伴する場合も多く、特にDVの目撃は子どもへの心理的虐待にあたることから、一時保護施設において支援対象者及び同伴児童への心のケアに取り組みます。

女性相談所における一時保護件数の推移



◆施策の基本的な方向

1 保護体制及び保護環境の充実・強化 **重点**

支援対象者とその子どもや親族等にとって、安全が確保されることは、何よりも重要です。支援対象者の状態に応じた、迅速かつ適切な保護を確保するため、関係機関と連携を図りながら、支援体制を整えます。また、支援対象者の意向を踏まえて適切に支援を進めるため、多様な一時保護委託先を確保します。

多様な状況に応じた適切な保護の実施	女性相談支援センター
通信機器等利用の検討	女性相談支援センター
民間支援団体との情報交換会の開催	女性相談支援センター
多様な支援対象者に応じた心理ケア	女性相談支援センター
DVトラウマ心理教育の実施	女性相談支援センター
一時保護所への安全な移送及び裁判所への同行支援	(警)人身安全対策課 女性相談支援センター
ぐんま女性の健康・妊娠 SOS 相談センター事業(再掲)	児童福祉・青少年課
広域的な対応	(警)人身安全対策課 女性相談支援センター
緊急時の子どもの安全確保(再掲)	(警)子供・女性安全対策課
民間シェルターの運営支援	生活こども課
苦情への迅速な対応	女性相談支援センター

2 同伴する子どもに対する支援 **重点**

DV を身近で見てきた子どもは、心の傷により心身の発達に影響を受ける可能性もあることから、子どもの状態を把握し、継続的な心のケアを行っていく必要があります。また、同伴児への学習支援や保育について、支援体制の充実を図ります。

子どもの心のケア	児童相談所(児童福祉・青少年課) 女性相談支援センター
精神保健相談(再掲)	こころの健康センター 保健福祉事務所(障害政策課)
被虐待児への心理教育の実施	女性相談支援センター
同伴児童への養育支援	女性相談支援センター
一時保護中の学習・保育機会等の確保	女性相談支援センター 児童相談所(児童福祉・青少年課)

3 保護命令制度の利用支援

県配偶者暴力相談支援センターでは、被害者が速やかに必要な司法手続きを行えるよう情報提供を行っています。また、被害者が保護命令を申し立てた際などには、警察や配偶者暴力相談支援センターは裁判所からの求めに応じて書面提出や関係機関への連絡などを行います。

保護命令制度の申請支援	女性相談支援センター
被害者の安全確保	(警)広報広聴課
	(警)人身安全対策課

基本目標Ⅳ 孤立せず安心して生活するための自立支援の充実

◆現状と課題

支援対象者が暴力のある生活から離れたり、新たな場所で自立して生活しようとしたりする場合、さまざまな問題に直面し、住宅や就業機会の確保、経済基盤の確立、心身の回復のためのケアなどの生活全般にわたる幅広い支援が必要となります。関係機関が相互に連携し、福祉や雇用等の各種施策を十分に活用しながら、継続的に支援することが重要です。また、支援対象者の中には、さまざまな悩みを複合的に抱えることにより、不安定な精神状態に陥ることも少なくないため、必要に応じて専門的なケアが受けられるようにする必要があります。さらに、自立がすなわち孤立にならないよう、地域での生活再建を支える中長期的なサポートが重要です。官民連携で支援対象者との繋がりを緩やかに確保し続け、安心して生活できるように、地域での居場所づくりや見守り支援、自助グループへの支援を行うことも必要です。

また、暴力のある環境にいた子ども自身への支援も重要です。子どもが直接暴力の対象となったり、DVを目撃したりすることによる深刻な影響が明らかになっており、それは一時保護施設退所後も継続していることが多くあります。子どもの心理的ケアについて、関係機関との更なる連携が求められます。

◆施策の基本的な方向

1 住宅の確保

頼れる身寄りのない支援対象者は、生活の基盤である住宅確保にあたり、保証人の確保など自力では対応困難な事態に直面することが多くあります。支援対象者に対する情報提供や、入居しやすくするための支援を行います。

県営住宅入居に関する支援	住宅政策課
住宅確保要配慮者居住支援	住宅政策課
関係機関との連携による住宅確保の支援	女性相談支援センター
母子生活支援施設の利用支援	児童福祉・青少年課 保健福祉事務所（健康福祉課）
市町村への依頼（公営住宅優遇措置の実施等）	住宅政策課

2 就業・福祉に関する支援 **重点**

地域で安定して生活するためには、経済的な自立が重要であり、就業情報の提供に加えて、職業訓練や給付金などの制度を活用した就業支援が必要です。生活費、医療費などの経済的な支援制度については、周知や利用が進んでいない制度もあるので、制度を積極的に利用し支援を促進していく必要があります。

女性の就職支援	労働政策課
高等職業訓練促進給付金等事業	児童福祉・青少年課
民間支援団体との連携による就労支援	生活こども課
関係機関との連携による被害者に対する就業支援の強化	女性相談支援センター
離職者等再就職訓練事業（母子家庭の母等の優先入校枠）	労働政策課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	児童福祉・青少年課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童福祉・青少年課
自立支援教育訓練給付金事業	児童福祉・青少年課
子育てに関する経済的支援（児童手当受給）	私学・子育て支援課
子育てに関する経済的支援（児童扶養手当受給）	児童福祉・青少年課
貸付金等（生活福祉資金貸付制度）	健康福祉課
貸付金等（母子父子寡婦福祉資金の貸付）	保健福祉事務所

	(児童福祉・青少年課)
ひとり親家庭子育て支援	児童福祉・青少年課
母子家庭等医療費補助	国保援護課
支援対象者への相談支援、生活保護制度の活用	保健福祉事務所(健康福祉課)

3 法的手続きに関する支援

保護命令の申立てや離婚手続きなどの法的支援について、今後も、関係機関と連携して周知や迅速な支援に努めます。

弁護士による法律相談の実施	女性相談支援センター
法的援助制度の情報提供	女性相談支援センター
市町村住民基本台帳担当窓口への被害者保護措置に関する制度周知、運用助言	市町村課

4 支援対象者及び子どもへの中長期的なサポート **重点**

困難な問題を抱える支援対象者は、身体的な影響のほか、PTSD・心的外傷後ストレス障害に陥るなど、心理的にも大きな影響を受ける場合があります。またその子ども・親族にとっても大きな影響があります。加害者から離れ、自立した社会生活を営むことが可能となっても、本人や同伴家族の心理的ダメージは、長期に渡ります。そのため、相談やカウンセリングについての情報提供を行うとともに、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門職による心の相談を実施します。

また、支援対象者の心身の回復には、体験や感情、悩みを共有し、情報を交換しあうことが有効とされていることから、自助グループ等による継続的なサポートを実施します。

臨床心理士等によるカウンセリング	女性相談支援センター
女性相談支援センター一時保護施設退所者及び三山寮退寮者アフターケア	女性相談支援センター
精神保健相談(再掲)	こころの健康センター 保健福祉事務所(障害政策課)
民間団体への委託による自助グループの運営	生活こども課
警察による支援対象者及び親族等の安全確保	(警)広報広聴課 (警)人身安全対策課
保護施設退所後の安全対策 (安全対策の助言、警察への情報提供等)	女性相談支援センター
就学・入所手続き、個人情報の適切な管理等への協力依頼	私学・子育て支援課 (教)義務教育課 (教)高校教育課
児童相談所による支援	児童相談所(児童福祉・青少年課)
支援対象者の子どもの就学等に関わる適切な対応の依頼	私学・子育て支援課 (教)義務教育課 (教)高校教育課
支援対象者の子どもの保育等に関わる適切な対応の依頼	私学・子育て支援課
子どもの心のケア(再掲)	児童相談所(児童福祉・青少年課) (教)義務教育課 (教)高校教育課

基本目標Ⅴ 民間団体・関係機関・市町村との連携・協働の推進

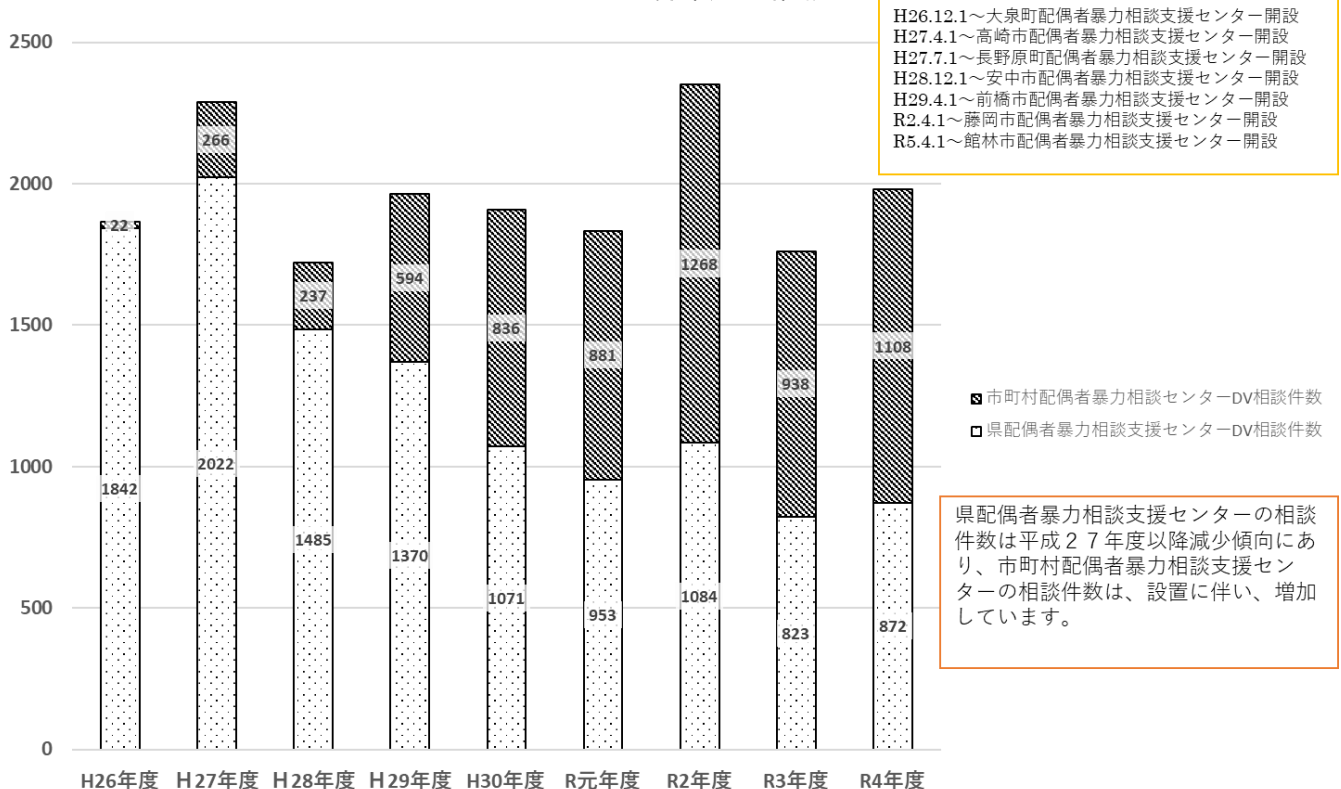
◆現状と課題

支援対象者の状態や課題に応じた保護やきめ細かな自立支援対策を推進するためには、さまざまな民間団体が協働していくことが必要です。県では、民間団体等と連携して支援対象者の支援を行うため、「群馬県女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク」を設置し、関係機関との情報共有を図るとともに、支援ネットワークづくりに取り組んでいます。令和6年度からは困難女性支援法に基づき、「DV被害者及び困難な問題を抱える女性に対する支援調整会議」を新たに設置します。民間団体の貴重なノウハウや人材の蓄積を生かしつつ、行政と相互に補完し、関係機関が連携して適切な支援を行うための体制の強化やネットワークづくりをより一層推進することが重要です。

支援対象者の個人情報については、関係者は支援対象者の安全を確保するために、細心の注意を払って管理することが大切です。一方で、支援対象者が安心して新しい生活を始めるためには、本人の了解を得たうえで、他の関係機関への適切な情報共有が行われる必要があります。県は、支援対象者に関する情報管理を適切に行うよう、市町村をはじめ関係機関等に周知徹底を図る必要があります。

また、DV対策や困難な問題を抱える女性への支援を総合的・計画的に推進するためには、市町村においてもDV基本計画や困難女性支援計画の策定に努める必要があります。さらに、困難を抱える女性を地域で支えられるよう、地域の支援機関ネットワークの整備と支援対象者が児童を同伴する場合は要保護児童対策地域協議会等との連携を促進していく必要があります。

県配偶者暴力相談支援センター及び市町村配偶者暴力相談支援センターのDV相談件数の推移



◆施策の基本的な方向

1 民間団体・関係機関との連携の強化 **重点**

支援対象者の保護・自立に向けた施策は広範囲におよび、関係機関、団体も多岐にわたります。支援の中核的な機関である女性相談支援センターをはじめ、市町村、警察、裁判所、県内の関係機関、弁護士、医療機関、民間支援団体などとの情報交換、連携の充実を図ります。

支援調整会議等による施策の検討	生活こども課
支援調整会議の充実と活用	生活こども課
民間支援団体との情報交換会の開催（再掲）	女性相談支援センター
配偶者暴力相談支援センター連絡会議の開催	女性相談支援センター
孤独・孤立対策の推進	健康福祉課
各関係機関相談窓口との連携	女性相談支援センター (警)広報広聴課
継続的な相談・サポート体制の検討	生活こども課
民間支援団体との連携による就労支援（再掲）	生活こども課
関係機関との連携による支援対象者に対する就業支援の強化（再掲）	女性相談支援センター
民間団体への委託による自助グループの運営（再掲）	生活こども課
市町村配偶者暴力相談支援センター設置支援（再掲）	生活こども課 女性相談支援センター
関係機関の相談窓口担当者に対する研修の実施（再掲）	女性相談支援センター

2 民間団体の育成・支援

民間団体は運営基盤（人員体制、運営資金等）が脆弱で、継続して安定した事業運営を行うための支援が求められています。県では、民間団体を育成・支援するため、シェルターの整備、支援対象者への同行支援等の活動費用の一部を補助するほか、支援スタッフのスキルアップのために、支援担当者研修などの各種研修への参加機会の提供や、支援に関する情報提供を行います。

支援対象者支援に携わる人材の養成研修	生活こども課
女性相談支援員等に対する研修（再掲）	女性相談支援センター
民間シェルターの運営支援（再掲）	生活こども課

3 市町村における推進体制の整備 **重点**

住民に対して身近な場所で、相談から自立支援までワンストップで行うことにより、支援の迅速化や利便性の向上、安全の確保が期待されることから、市町村の配偶者暴力相談支援センター設置に向けて積極的に支援します。地域における円滑な支援ができるよう、市町村が中心となった地域の支援機関ネットワークの整備と要保護児童対策地域協議会等との連携を促進していきます。

市町村に対する基本計画の策定促進	生活こども課
市町村に対する配偶者暴力支援センターの設置促進	生活こども課
要保護児童対策地域協議会との連携	児童相談所（児童福祉・青少年課） 女性相談支援センター

附属資料

令和4年度 DV に関するアンケート調査結果について	19
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	23
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	31
群馬県男女共同参画推進条例	36
DV対策に関する国・県の動き	38
困難な問題を抱える女性への支援の流れ	40
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要(チャート)	41
「配偶者等からの暴力」に関する相談窓口	42

令和4年度 DV に関するアンケート調査結果について

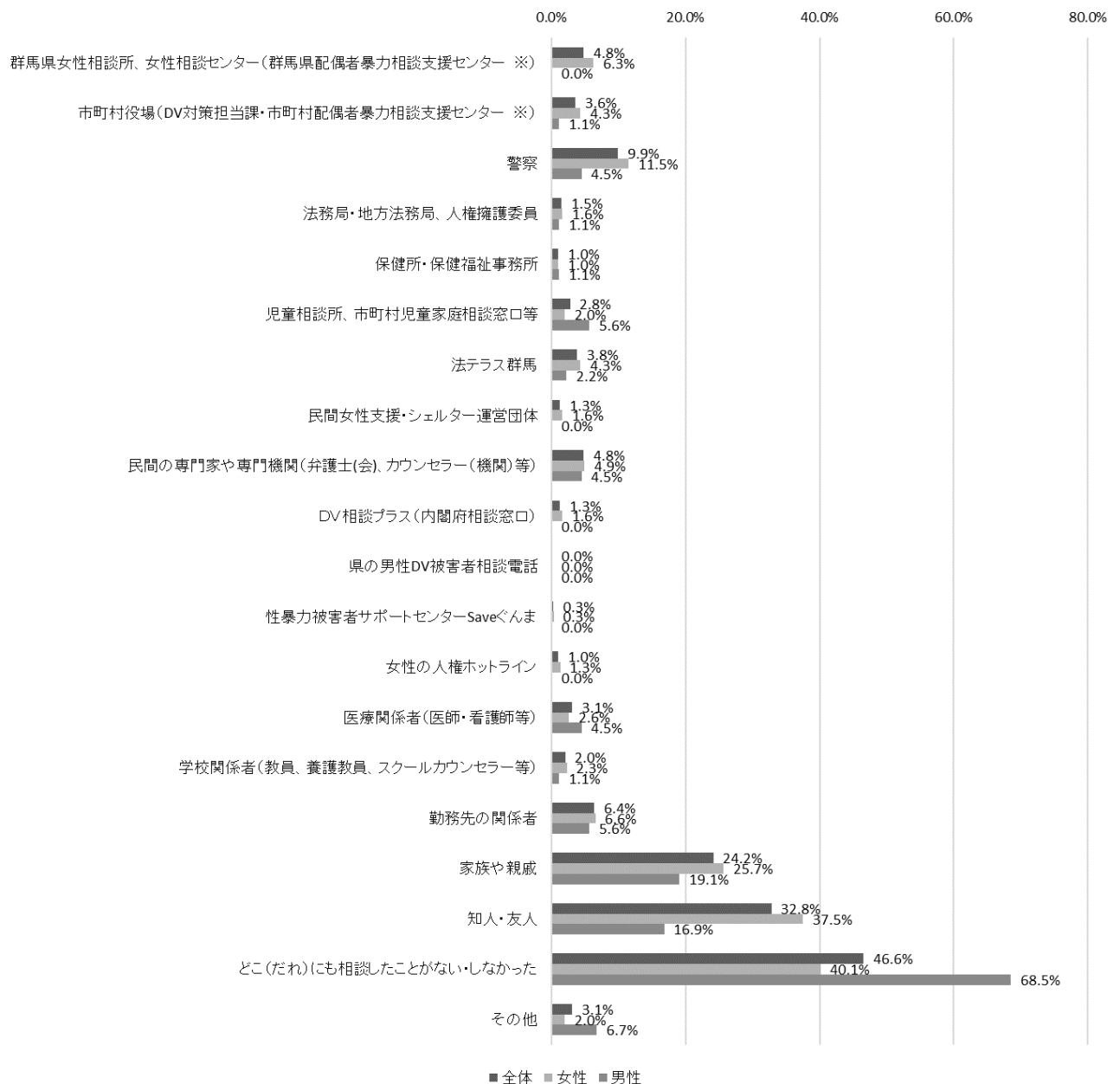
(1) DV に関するアンケート調査

① 夫婦・恋人間での暴力被害の経験

暴力被害の経験があると回答した人は全体で 22.2%と、約 5 人に 1 人が被害経験があると回答しました。

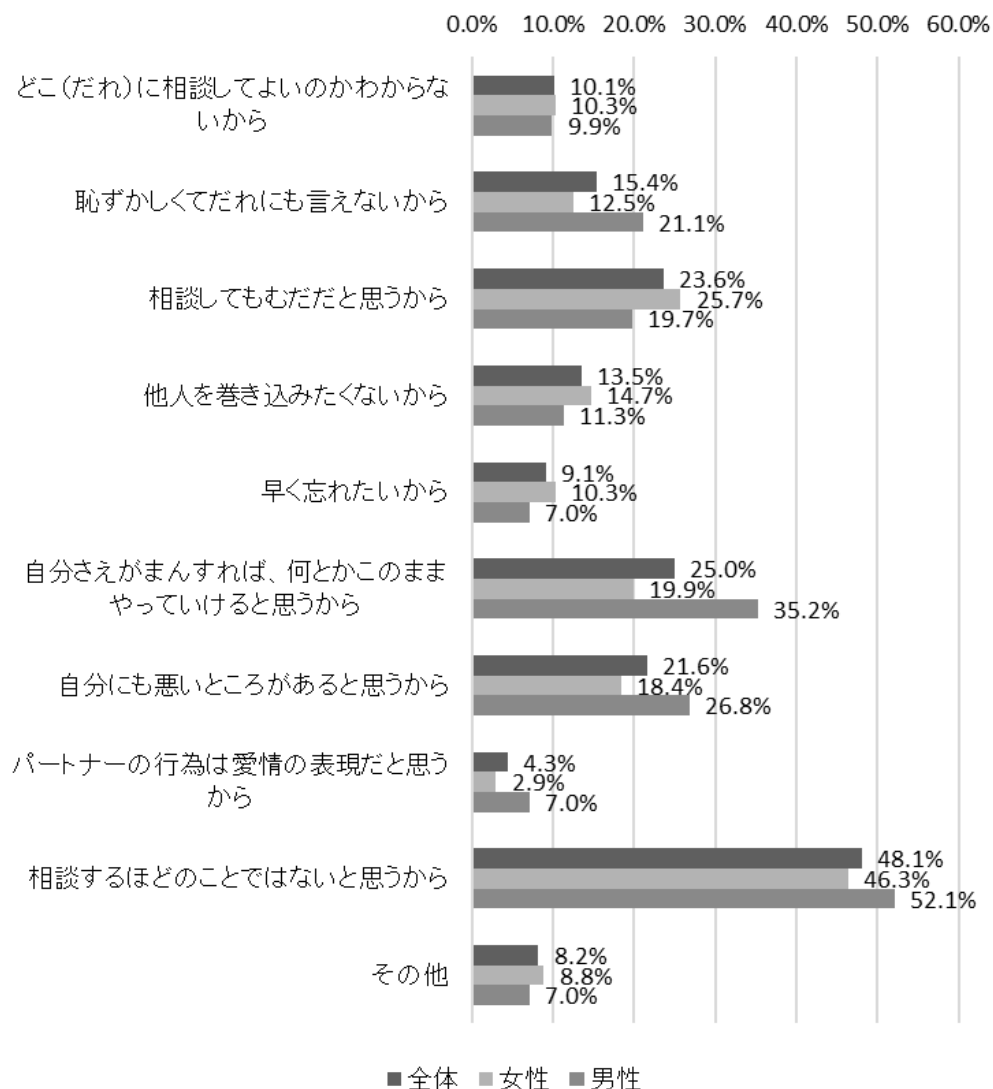
② 暴力被害者の相談状況

夫婦・恋人間で暴力被害を受けて、「どこ(だれ)にも相談したことがない・しなかった」が全体で 46.6% でした。相談した被害者の相談先は、「知人・友人」が約 3 割、「家族や親戚」が約 2 割で、公的相談窓口へ相談した人の割合は少数となっています。



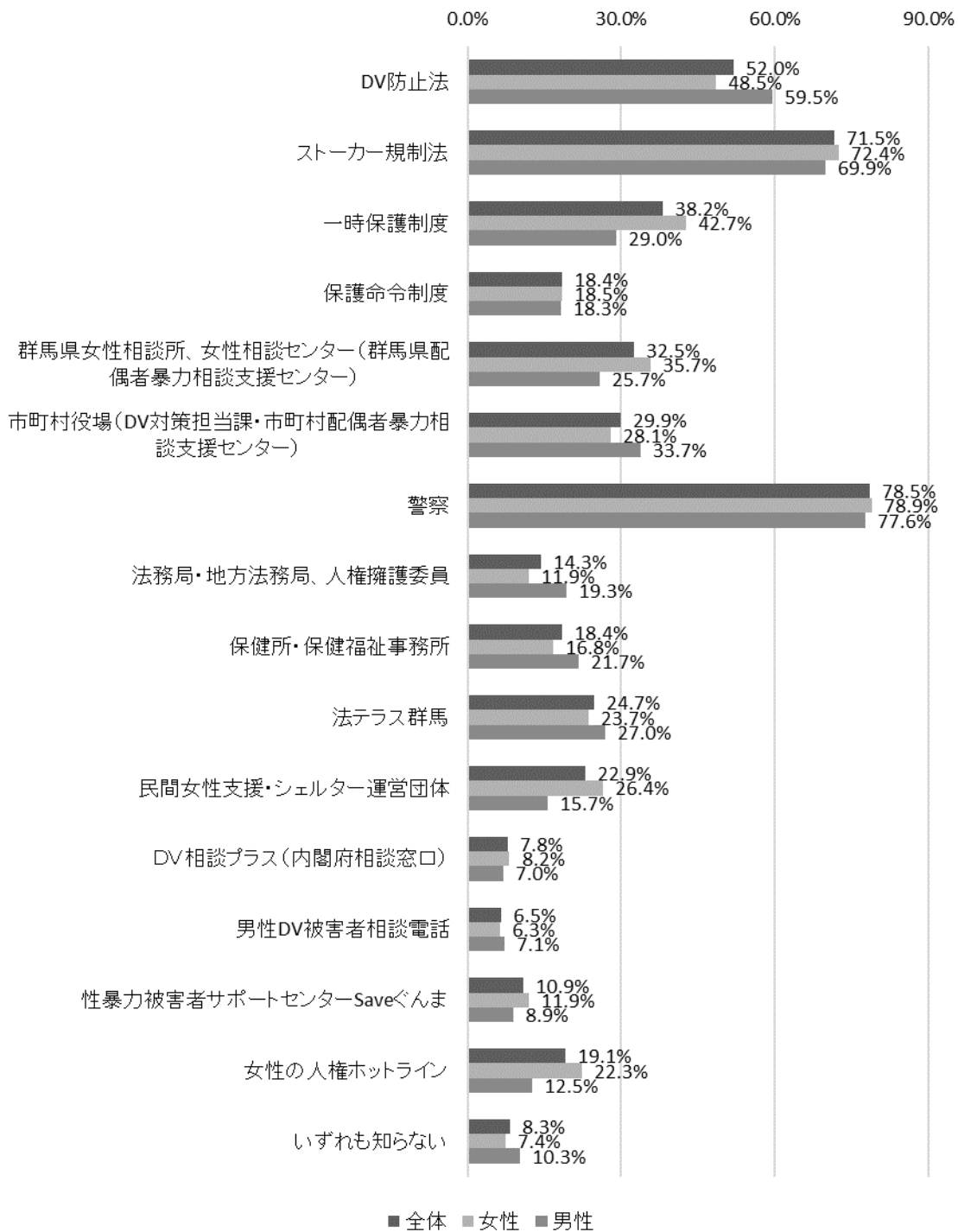
③相談しない理由

夫婦・恋人間で暴力被害を受けて、相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思うから」、「自分さえがまんすれば、何とかこのままやっていけると思うから」など、相談することに対して消極的な回答が多くなっています。



④暴力被害者支援のための相談窓口・制度等の認知度

相談窓口・制度等の認知度は、「警察」が78.5%、「ストーカー規制法」が71.5%、次いで、「DV防止法」52.0%でした。



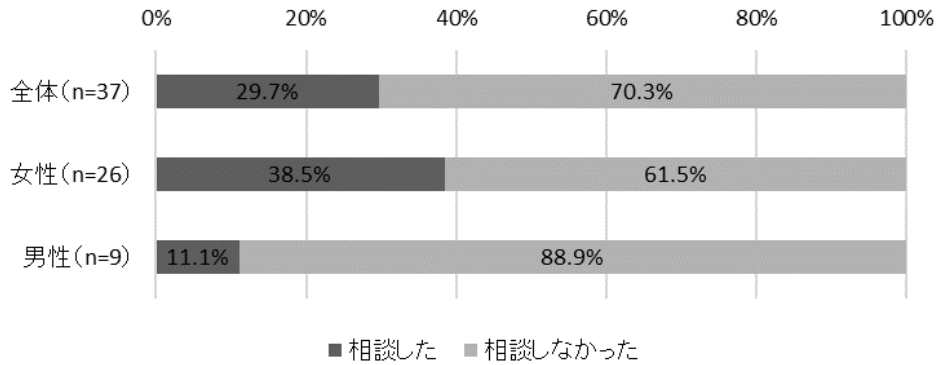
(2) デートDVIに関するアンケート調査

① 交際相手からの暴力被害の経験

暴力被害の経験があると回答した人は12.3%でした。

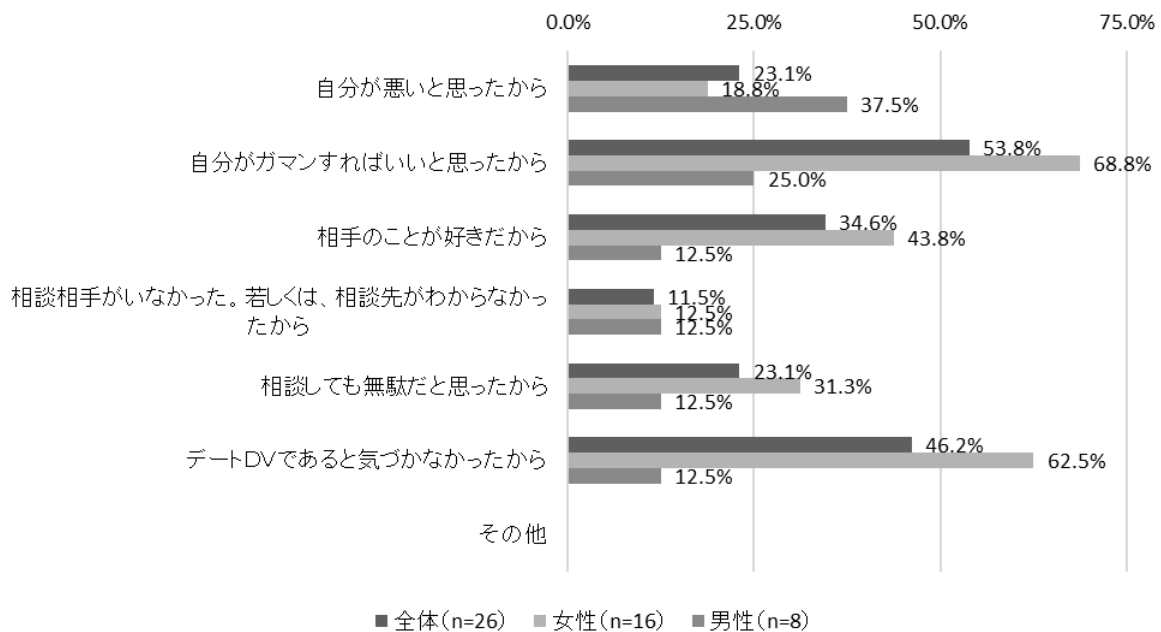
② 暴力被害者の相談状況

交際相手から暴力被害を受けたとき、「相談した」が29.7%、「相談しなかった」が70.3%でした。



③ 相談しなかった理由

相談しなかった理由としては「自分がガマンすればいいと思ったから」が全体で53.8%と最も高く、次いで「デートDVであると気づけなかった」「相手のことが好きだから」の割合が高く、若年層に特徴的な傾向が見られます。



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）

最終改正：令和五年法律第三十号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 4 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 4 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターと

しての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に充当すること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合においては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

- 第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事して

いた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二十九号）その他の法令の

定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の周辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはは

その知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の周辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の周辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未

満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。
- 一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

- 第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

- 第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者

からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

- 第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
- (保護命令事件の審理の方法)
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会

- うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（次項において「書面等」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
 - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面等の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する電子決定書（第二十一条において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成される電磁的記録をいう。）の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
 - 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
 - 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
 - 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
 - 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
 - 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

- 第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(非電磁的事件記録の閲覧等)

- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録(事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分)をいう。次項において同じ。)の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。
- 2 前項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、当事者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、相手方は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、これらの規定による請求をすることができない。
- 4 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による請求について準用する。

(電磁的事件記録の閲覧等)

- 第十九条の二 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録(事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条及び次条において同じ。)に備えられたファイルに記録された事項に係る部分)をいう。以下この条において同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。
- 2 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。)を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。
- 3 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。
- 4 前三項の規定にかかわらず、相手方は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、これらの規定による請求をすることができない。
- 5 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による請求について準用する。

(事件に関する事項の証明)

- 第十九条の三 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面

であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

- 第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定(同法第三百三十二条の十三の規定を除く。)を準用する。

(最高裁判所規則)

- 第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

- 第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

- 第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

- 第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費

- 用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の

規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討

が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日 (政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日
- 二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

- 2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。
- 3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

- 2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。」を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百一十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百一十一条第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第四百八十三条の改正規定、同法第四百八十九条の改正規定及び同法第四百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第五百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年法律第五十二号

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)
- 第四章 雑則(第十六条—第二十二条)
- 第五章 罰則(第二十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。))その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

- 第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談

に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

- 第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

- 第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第

六号までを除く。)並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和三十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和三十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二條第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱

る女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)
- 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又

は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

群馬県男女共同参画推進条例

(平成十六年三月二十四日条例第二十三号)

目次

- 第一章 総則（第一条～第七条）
- 第二章 基本的施策（第八条～第十条）
- 第三章 男女共同参画の促進（第十一条～第十六条）
- 第四章 性別による差別的取扱いの禁止等（第十七条～第十九条）
- 第五章 群馬県男女共同参画推進委員会（第二十条～第二十二条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が個人の能力に応じて均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（基本理念）

第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（県民の責務）

第五条 県民は、社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画の推進に努めなければ

ばならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念のっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

（年次報告の公表）

第七条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する県の施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第二章 基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第八条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとし、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、群馬県男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（学習の機会の提供）

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるため、男女共同参画に関する学習の機会の提供に努めるものとする。

（施策に対する意見の申出）

第十条 県民及び事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県に意見を申し出ることができるものとする。

2 県は、前項の規定による意見の申出を処理するに当たって特に必要があると認めるときは、群馬県男女共同参画推進委員会に意見を聴くものとする。

第三章 男女共同参画の促進

（附属機関等における委員等の構成）

第十一条 県は、附属機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づく附属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合は、構成員の男女の数について、できる限り均衡を図るよう努めるものとする。

（県民等との協働）

第十二条 県は、男女共同参画を推進するため、市町村、県民及び事業者との協働に努めるとともに、市町村、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地域・職場等における環境の整備）

第十三条 県は、男女が、その属する地域、職場その他の分野において、その個性と能力を十分に發揮し、対等な構成員として方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるために必要な環境を整備するよう努めるものとする。

（子育て環境の整備）

第十四条 県は、男女共同参画を推進するため、男女が、相互の協力と地域及び職場の支援の下に、安心して子どもを生み、育てられるよう、必要な環境を

整備するよう努めるものとする。

(男女共同参画推進員の設置等)

第十五条 事業者は、事業活動における男女共同参画を推進するため、男女共同参画の推進に係る普及啓発その他の活動を行う者（以下「男女共同参画推進員」という。）を置くよう努めるものとする。

2 県は、男女共同参画推進員の活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(報告)

第十六条 県は、事業者に対し、この条例の施行に必要な限度において、男女共同参画の推進の状況について、報告を求めることができる。

第四章 性別による差別的取扱いの禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第十七条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、異性に対する暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与える行為をいう。）を行ってはならない。

(相談体制の整備)

第十八条 県は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された者に対して適切に対応するため、必要な相談体制を整備するよう努めるものとする。

(被害者の支援等)

第十九条 県は、異性に対する暴力的行為を受けた者に対し、必要な助言、自立のための支援、施設への一時的な入所等による保護その他必要な措置を講ずるものとする。

第五章 群馬県男女共同参画推進委員会

(設置)

第二十条 基本計画その他男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、群馬県男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織等)

第二十一条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画の推進に関し学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、第一項に規定する委員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営事項の委任)

第二十二条 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に定められている基本計

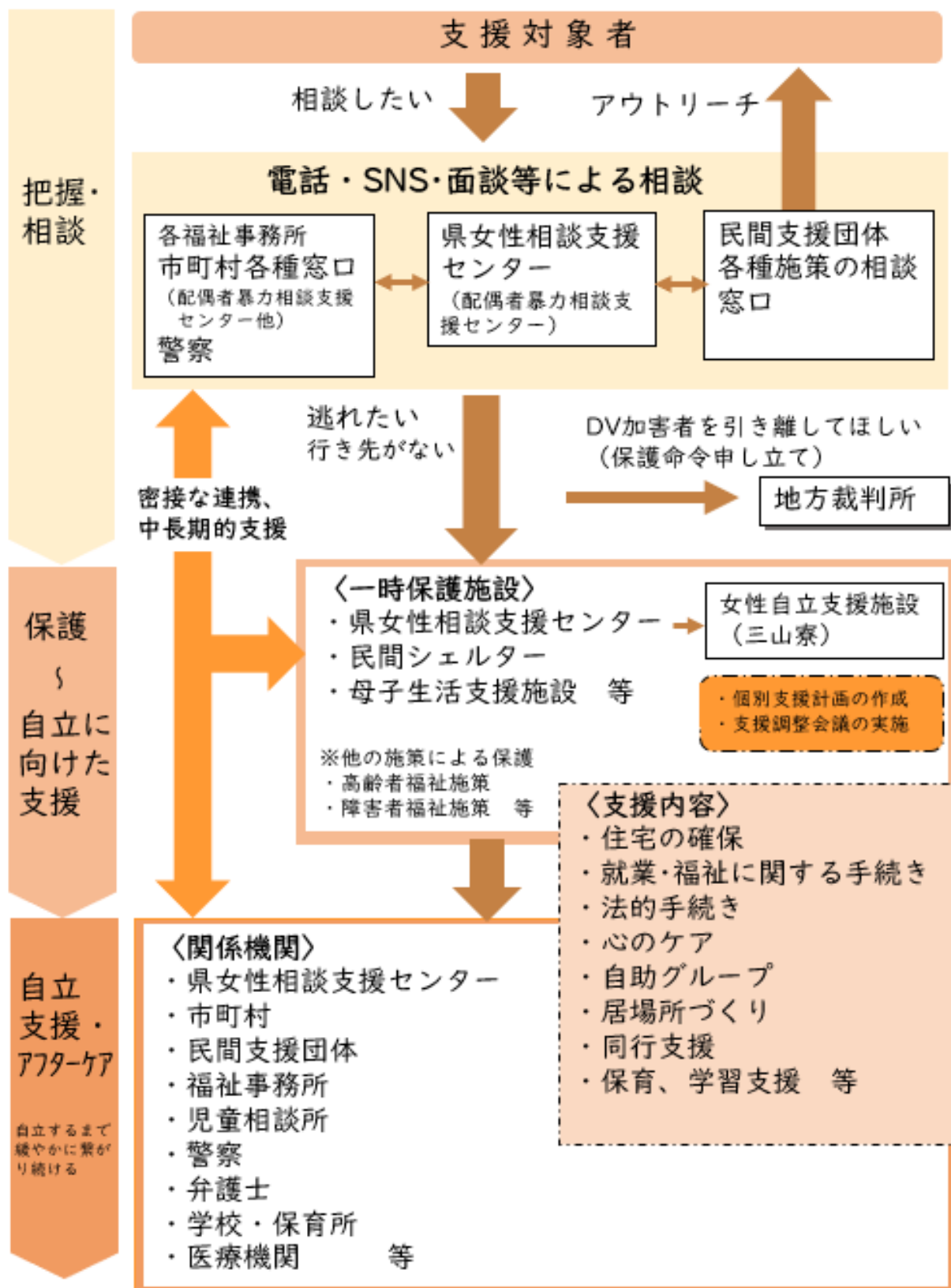
画は、この条例に規定する手続により定められた基本計画とみなす。

DV対策、困難な問題を抱える女性への支援に関する国・県の動き

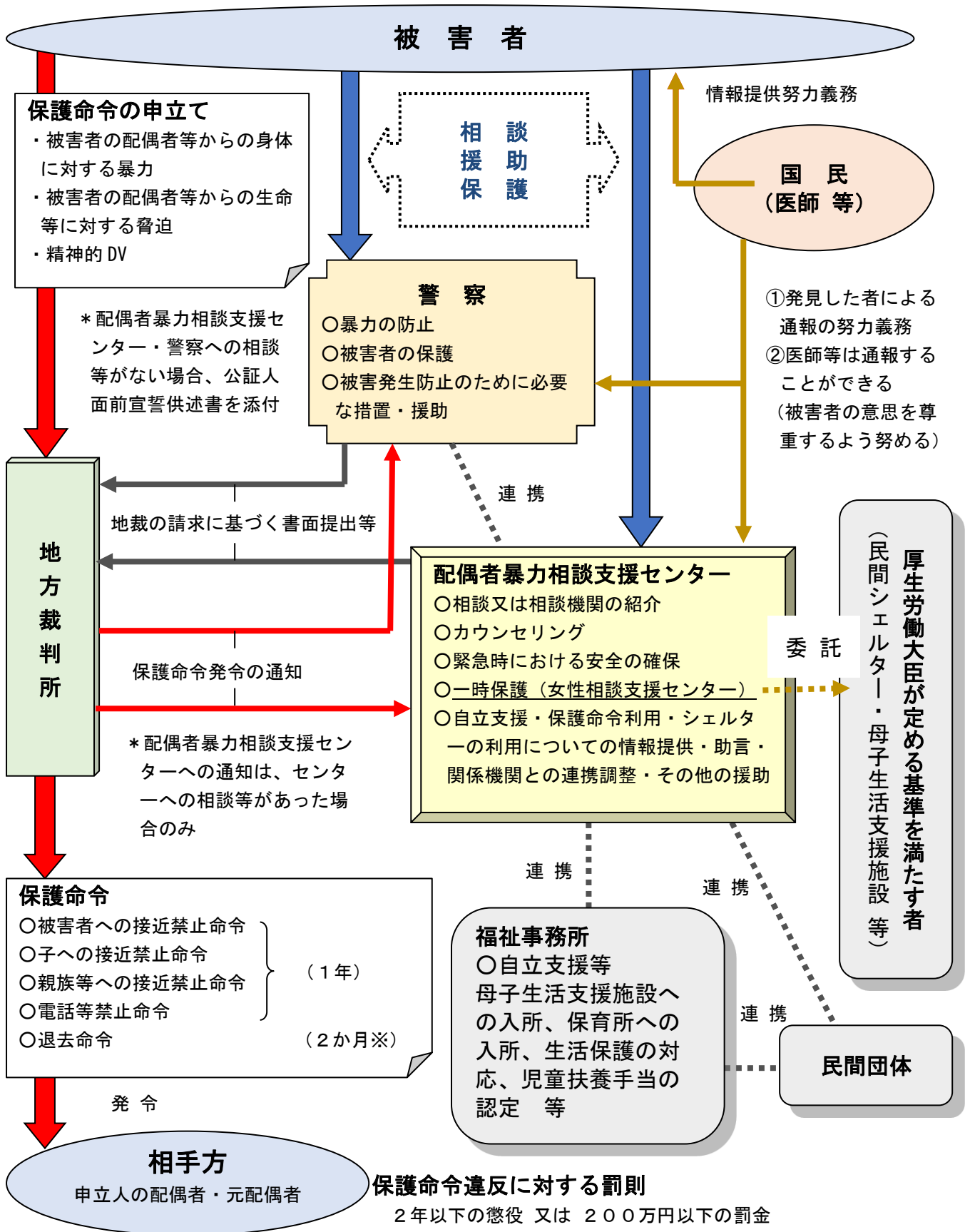
年度	国	群馬県
平成6年度 (1994)		・県民生活課に女性政策室設置
平成12年度 (2000)		・「ぐんま男女共同参画プラン」策定
平成13年度 (2001)	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)公布・施行 ・保護命令制度や配偶者暴力相談支援センターによる相談、一時保護等の業務開始	・女性政策室を男女共同参画室に改称 ・女性に対する暴力実態調査実施
平成14年度 (2002)		・人権男女共同参画課設置
平成15年度 (2003)		・群馬県女性会館内に「女性相談支援室」を設置
平成16年度 (2004)	○DV防止法改正・施行 ・配偶者からの暴力の定義の拡大 ・保護命令制度の拡充	・群馬県男女共同参画推進条例制定 ・女性相談支援室と女性相談所の両相談部門を統合し、女性相談センターを女性会館内に開設 ・群馬県男女共同参画推進委員会設置
平成17年度 (2005)		・「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ○「ぐんまDV対策基本計画」策定
平成19年度 (2007)	○DV防止法改正(施行は平成20年1月) ・保護命令制度の拡充 ・市町村に対する基本計画策定(努力義務) ・市町村への配偶者暴力相談支援センター設置(努力義務)	
平成20年度 (2008)		○「ぐんまDV対策基本計画(第2次)」策定
平成21年度 (2009)		・女性相談センター、ぐんま男女共同参画センターに移転
平成22年度 (2010)		・「群馬県男女共同参画基本計画(第3次)」策定
平成23年度 (2011)		・男女間の暴力に関する実態調査実施 ・女性相談センター移転
平成25年度 (2013)	○DV防止法改正(施行は平成26年1月) ・適用対象の拡大	○「ぐんまDV対策推進計画(第3次)」策定

年度	国	群馬県
平成26年度 (2014)		・男性DV被害者相談電話設置
平成27年度 (2015)		・人権男女・多文化共生課に課名変更 ・「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」策定
平成28年度 (2016)		○「ぐんまDV対策推進計画（第3次）」 中間年評価実施 目標値の見直し
平成29年度 (2017)		・DVに関するアンケート調査実施
平成30年度 (2018)		○「第4次ぐんまDV対策推進計画」策定
平成31年度 令和元年度 (2019)	○ DV防止法改正（施行は令和2年4月） ・DV対応と児童虐待対応との連携強化を明記	・県民生活課に課名変更
令和2年度 (2020)		・生活こども課に課名変更 ・「第5次群馬県男女共同参画基本計画」策定
令和3年度 (2021)		
令和4年度 (2022)		
令和4年度 (2022)	○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布（施行は令和6年4月）	・DVに関するアンケート調査実施
令和5年度 (2023)	○ DV防止法改正（施行は令和6年4月） ・保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化 ・基本方針・都道府県基本計画の記載事項拡充 ・協議会の法定化	○「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」策定

困難な問題を抱える女性への支援の流れ



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要（チャート）



「配偶者等からの暴力」に関する相談窓口

群馬県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）

◆電話番号 027-261-4466

◆相談受付時間

月～金曜日：9時～19時30分

土曜日：10時～17時

日曜日：13時～17時（祝日及び年末年始を除く）

DV法律電話相談

（DV法律電話相談は予約制となっていますので、事前に電話での連絡をお願いします。）

群馬県女性相談支援センター以外の相談実施機関

相談実施機関		電話番号	相談受付時間
群馬県警察本部	警察安全相談室 （警察本部の総合相談窓口）	#9110〔短縮〕 027-224-8080	24時間受付 （ただし、夜間休日は当直員）
	性犯罪被害者相談電話	#8103〔短宿〕 0120-271-110	24時間受付 （ただし、夜間休日は当直員）
	女性相談者専用電話	027-224-4356	月～金 8:30～17:15
	ストーカー・配偶者暴力対策係 （ストーカー相談、DV相談）	027-243-0110（代表）	月～金 8:30～17:15
前橋市DV電話相談		027-898-6524	月～金 9:00～17:00
高崎市DV電話相談		027-381-6223	月～金 9:00～16:00
館林市DV電話相談		0276-47-5176	月～金 9:00～17:00
藤岡市配偶者暴力相談支援センター		0274-24-5110	月～金 8:30～17:15
安中市DV電話相談		027-329-6646	月・火・木・金 9:00～16:00
長野原町配偶者暴力相談支援センター		0279-82-2422	月～金 9:00～17:00
大泉町配偶者暴力相談支援センター		0276-20-3988	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
女性の人権ホットライン （前橋地方法務局人権擁護課）		0570-070-810	月～金 8:30～17:15
法テラス群馬（DV等被害者法律相談）		0570-078320	月～金 9:00～17:00
男性DV被害者相談電話		027-263-0459	毎月第2・4水曜日 12:00～13:30
性暴力	群馬県性暴力被害者サポートセンターSaveぐんま	027-329-6125	月～金 9:00～17:00 ※相談者の性別は問いません

第5次ぐんまDV対策推進計画 及び

困難な問題を抱える女性への支援計画

2024年3月

群馬県生活子ども部生活子ども課

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号

電話：027-226-2902

URL：<https://www.pref.gunma.jp/>
